

県立高校の将来の在り方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 少子化などの社会の変化に対応して、特に「第7次山形県教育振興計画」期間中における山形県立高等学校の在り方について意見を求め、今後の教育行政に反映させるため、「県立高校の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という）が検討を依頼する次の事項について調査・検討し、教育長に報告する。

『社会の変化に対応した県立高校の在り方について』

(組織)

第3条 検討委員会は、10名程度の委員で組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員が過半数以上出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、県教育局高校教育課高校未来創造室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。